

分類コード	X-1-1-1-04
保存期間	5年(令和11年12月31日まで)

秋本人安第271号 務第190号  
広第56号 地第35号  
刑企第116号 捜一第31号  
令和6年3月19日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

精神科病院における障害者虐待事案への適切な対応について（通達）

令和4年12月10日に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）が成立し、令和6年4月1日から施行されることとなった。同法により精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）の一部が改正され、精神科病院において精神障害者の医療及び保護に係る業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）による障害者虐待（法第40条の3第1項に規定する障害者虐待をいう。以下同じ。）を受けたと思われる精神障害者を発見した者に対する都道府県（地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市を含む。以下同じ。）への通報義務が新たに設けられ、4月1日から運用することとなった。

各所属においては、精神障害者の権利擁護の推進を図ることとした法改正の趣旨を踏まえ、下記の点に留意して適切な対応に努められたい。

記

第1 認知時における適切な対応

1 県への通報（法第40条の3関係）

精神科病院において業務従事者による障害者虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した者は、速やかに、これを都道府県に通報しなければならないこととされている。したがって、各種相談の受理、事件捜査、保護の取扱い等各種警察活動に際し、障害者虐待事案を認知した場合は、速やかに県に通報すること。

(1) 通報に係る留意事項

ア 被害者が法に規定する「精神障害者」に該当するかどうか判断ができない場合  
法に規定する「精神障害者」とは、法第5条第1項において統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害その他の精神疾患を有する者とされている。しかしながら、警察において被害者が「精神障害者」に該当するかを正確に判断することは困難であるため、被害者の言動、関係者からの聴取内容等から、被害者が精神科病院において医療を受けていることなどが判明した場合に限り通報すること。

なお、通報については、被害者が自身を「精神障害者」とであると認識していなくても差し支えない。

イ 障害者虐待があったことの明確な裏付けができない場合

通報は、「障害者虐待を受けたと思われる精神障害者」について行うものであ

り、障害者虐待を裏付ける具体的な証拠がない場合であっても、関係者の申出内容等から判断して、障害者虐待が行われた可能性がある判断できる事案であれば、通報すること。

ウ 加害者の具体的な業務内容が特定できない場合

加害者を特定した際は、精神科病院における具体的な業務内容が特定できない場合であっても、障害者虐待事案の早期発見・対応の観点から、通報すること。

エ 精神障害に起因する申出と疑われる場合

精神障害者からの障害者虐待を受けている旨の申出が精神障害に起因するものと疑われる場合であっても、県において福祉的な観点から必要な対応を行う場合もあるため、通報すること。

(2) 通報要領

警察で認知した障害者虐待事案は、内容に応じて管轄する警察署の生活安全課が生活安全部人身安全対策課（以下「人身安全対策課」という。）に報告の上、県に通報するものとする。通報先部署名、電話番号等は、あらかじめ人身安全対策課において確認するとともに、特に、休日・夜間においても確実に連絡がとれるよう、県に申し入れ済みである。

通報は、原則として「精神科病院における障害者虐待事案通報票」（別記様式）により行い、急を要する場合は、電話により行うこと。ただし、電話により行った場合であっても、通報内容等を確実に記録化しておくこと。通報票について通報時点で詳細が判明していない事項の欄は、「不詳」と記載すれば足り、調査に時間を要して通報が遅れることのないようにすること。

なお、記載要領については、別添「「精神科病院における障害者虐待事案通報票」の記載に当たっての留意事項」を参照すること。

(3) 通報後の措置状況の把握

県との連絡体制を構築し、通報事案の措置結果を確実に把握すること。

なお、通報後1か月を経過しても県から措置結果の連絡がないときには、県に対して状況を確認すること。

2 通報以外の措置

障害者虐待事案を認知した際は、被害者の安全確保を図るとともに、事案の緊急性や重大性を踏まえ、事件化の可否及び要否を迅速に判断し、事件化すべき事案は関係機関の告発等を待つことなく、速やかに必要な捜査を行うこと。また、刑罰法令に触れない場合であっても、事案に応じて加害者に指導・警告するなど、必要な措置を講ずること。

3 適切な相談等への対応

精神障害者から被害の相談や申出がなされた場合は、精神障害に起因する申出との先入観を排除し、精神障害の特性に配慮しながら、被害者の立場に立って丁寧な対応に努めるなど、適切に対応すること。

第2 その他

1 関係部門間の連携

障害者虐待事案への対応に当たっては、生活安全部門、刑事部門、地域部門、被害者支援部門等の関係部門間で連携を密にすること。

2 関係機関等との連携

県の関係機関等が障害者虐待事案を認知して警察に情報提供する場合も含め、関係機関等と相互に連携し、被害者の立場に立った的確な措置が講じられるようにするこ

と。

### 3 指導、教養の徹底

警察における障害者虐待事案に対する適切な対応を推進するため、精神科病院における障害者虐待事案に関わる可能性のある警察職員に対し、あらゆる機会を活用して指導教養を行うこと。

この担当 人身安全対策課

行方不明・保護・高齢者対策係 (☎ 3 0 6 2、3 0 6 3)

別記様式

第 _____ 号 精神科病院における障害者虐待事案通報票 年 _____ 月 _____ 日 秋田県知事 殿 ○ ○ 警察署長	
次のとおり障害者虐待を受けたと思われる精神障害者を発見したので、通報します。	
発見年月日	年 _____ 月 _____ 日
発見の経緯	
精神障害者	(ふりがな) 氏名 <span style="float: right;"><input type="checkbox"/> 男 ・ <input type="checkbox"/> 女</span>
	生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生 ( _____ 歳)
	住 所 _____
	電 話 ( _____ ) _____ 番
	職 業 _____
	医療機関名 _____
	精神科病名 <input type="checkbox"/> 統合失調症 <input type="checkbox"/> 双極性障害 <input type="checkbox"/> うつ病 <input type="checkbox"/> 認知症 <input type="checkbox"/> 不安障害、神経症 <input type="checkbox"/> てんかん <input type="checkbox"/> 発達障害 <input type="checkbox"/> 依存症 (アルコール、薬物等) <input type="checkbox"/> 知的障害 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> その他 ( _____ )
入院の状況 <input type="checkbox"/> 入院中 <input type="checkbox"/> 退院後 <input type="checkbox"/> その他 ( _____ )	
業務従事者	(ふりがな) 氏名 <span style="float: right;"><input type="checkbox"/> 男 ・ <input type="checkbox"/> 女</span>
	生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生 ( _____ 歳)
	住 所 _____
	職 業 <input type="checkbox"/> 医師 <input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> その他の業務従事者 ( _____ )
	電 話 ( _____ ) _____ 番
虐待の状況	行為類型 <input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 放棄・放置 <input type="checkbox"/> 経済的虐待
	虐待の内容 _____
参 考 事 項	
担当者・連絡先	警察署 _____ 課 _____ 氏名 電話 ( _____ ) _____ 番 内線

## 別添

「精神科病院における障害者虐待事案通報票」の記載に当たっての留意事項

### 1 受取人

通報先は県知事とすること。

### 2 「発見年月日」欄

精神科病院において精神障害者の医療及び保護に係る業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）による障害者虐待（法第40条の3第1項に規定する障害者虐待をいう。以下同じ。）を認知した日を記載すること。障害者虐待事案とは無関係な相談として対応している過程で、障害者虐待事案であることが判明した場合には、初回の相談受理日ではなく、障害者虐待事案であることが判明した日を発見年月日とすること。

### 3 「発見の経緯」欄

通報者を秘匿する必要がある場合には、「家族・親族からの通報」、「関係機関からの通報」、「精神科病院業務従事者からの通報」等と記載するなど、通報者氏名は記載しないこととして差し支えない。

### 4 「精神障害者」欄

被害者である精神障害者について記載すること。

#### (1) 「医療機関名」欄

被害者が入院等する医療機関名を記載すること。

#### (2) 「精神科病名」欄

被害者や親族等からの聴取結果等に基づき、該当すると思われる病名にチェックすることで差し支えない。

### 5 「業務従事者」欄

加害者である精神科病院の業務従事者について記載すること。

「職業」欄には、業務従事者の職種をチェックすること。「医師」、「看護師」以外の業務従事者については、「その他の業務従事者」に記載すること。

### 6 「行為類型」欄

複数選択が可能であり、以下の行為に該当するもの全てにチェックすること。 (1)

#### 身体的虐待

精神障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく精神障害者の身体を拘束すること。

#### (2) 性的虐待

精神障害者にわいせつな行為をすること、又は精神障害者をしてわいせつな行為をさせること。

#### (3) 心理的虐待

精神障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の精神障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

#### (4) 放棄・放置

精神障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、精神科病院において医療を受ける他の精神障害者による(1)から(3)までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の業務従事者としての業務を著しく怠ること。

#### (5) 経済的虐待

精神障害者の財産を不当に処分することその他精神障害者から不当に財産上の利益を得ること。

### 7 「虐待の内容」欄

「別紙記載のとおり」と記載の上、別紙を添付しても差し支えない。

8 「参考事項」欄

精神障害者の言動、警察において講じた措置等県において障害者虐待事案として対処する際に参考となると思われるような事項があれば記載すること。

9 「担当者・連絡先」欄

事案取扱者（相談受理者、現場臨場者等）ではなく、県への通報の窓口となる生活安全課の担当者を記載すること。